

ゆうゆう共済ご契約者様

全トヨタ労連ゆうゆうセンター

「ゆうゆう共済」新型コロナウイルス感染症の共済金お支払いの見直しについて

1. 見直しの対象となる保障

■「入院・手術保障」、「緩和医療保障」、「終身医療保障」、「旧・医療共済」

2. 見直しの内容

2022年9月26日(月)以降、新型コロナウイルス感染症と診断された方が、医師の指示により臨時施設や自宅で療養をされた場合(みなし入院)、次の①「医師に入院が必要と判断された(入院を要する)方」、②「新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与、または、新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方」、③「65歳以上の方」、④「妊娠中の方」に限定して、「みなし入院」として共済金をお支払いします。

3. みなし入院として共済金をお支払いできる方

医師の指示により臨時施設や自宅で療養される方のうち、

「重症化リスクの高い方」のみ対象



<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

(○支払い対象・×支払い対象外)

ケース		陽性判明日(診断日)	
		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合		○	○
宿泊療養・自宅療養された場合 (みなし入院)	重症化リスクの高い方(①~④)	○	○
	上記以外の方	○	×

※9月26日以降も新型コロナウイルス感染症で入院した場合は、引き続き全ての方が保障の対象となります。

※休業保障にご加入の場合、所定の要件を満たせば、休業5日目～職場復帰するまでの間共済金のお支払いの対象となる場合があります。

※共済金のお支払いの可否については、各引受団体において最終判断を行います。

4. 見直しの理由

この度、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたことを受け、ゆうゆう共済引受各団体が「みなし入院」に係る入院共済金の取扱いを「重症化リスクの高い方」に限定することとしたためです。

以上

Q & A 共済金請求書類について

※今後の法改正等やその他社会情勢に鑑み、この取り扱いをさらに変更する場合があります。
その場合にはあらためてご案内いたします。

Q1

2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示で臨時施設や自宅で療養することとなった場合、「重症化リスクの高い方」の要件を満たし入院共済金を請求する場合に、提出が必要な書類は何ですか？

A1

- ①My HER-SYSの証明等、罹患事実を確認できる書類
 - ②「重症化リスクの高い方」であることを確認できる書類（医療機関で発行された診療明細書、処方箋、母子手帳の写し(妊娠されている方)等)
 - ③新型コロナウイルス感染症 入院・療養申告書（ゆうゆうセンターから提示する自己申告書）
- 上記①②③の提出が必要となります。

The screenshot shows the My HER-SYS mobile application interface. At the top, it says 'My HER-SYS 新型コロナウイルス感染症を記録します'. Below that, there is a date '(表示日時: 2022/12/21 11:07)'. The main content area displays the following information: '氏名: XX XX', '生年月日: yyyy年mm月dd日', 'HER-SYS ID: ', '病名: 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症', '診断年月日: yyyy年mm月dd日', and '担当保健所: 保健所'. There are also some small text notes at the bottom of the screen.

My HER-SYS(マイハーシス)とは、陽性者ご本人等がスマートフォンやパソコン等で自身や家族の健康状態を入力できる健康管理機能です。My HER-SYSから入力をした情報は、管轄している保健所へ反映・共有されるため、ご本人等の状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能になります。

Q2

「重症化リスクの高い方」のうち、①医師に入院が必要と判断された(入院を要する)方で臨時施設や自宅で療養を行った場合、提出する書類は、どんな書類ですか？

A2

入院が必要であると医師に診断されたことの証明書。(たとえば、診断書など)

Q3

「重症化リスクの高い方」のうち、②重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方とありますが、提出する書類は、どんな書類ですか？

A3

以下の書類のいずれかのご提出をお願いいたします。

- 医療機関発行の処方箋(新型コロナウイルス感染症の治療薬で厚生労働省が定めたものに限りです。)
- 医療機関発行の診療明細書(新型コロナウイルス感染症による酸素投与の記載があるもの。)
- 上記治療薬の投与または酸素投与が必要であることを証明する医師発行の証明書類

Q & A 共済金請求書類について

Q4

「重症化リスクの高い方」の中に「④妊娠中の方」とありますが、提出する書類は、どんな書類ですか？

A4

以下の書類のいずれかをご提出をお願いいたします。

- 母子手帳(「保護者氏名(妊娠されている方)」および「交付日」や「妊娠週数」等の記載のある表紙・ページ)のコピー
- 妊娠していることを証明する医師発行の証明書類

Q5

「休業保障に加入の場合、所定の要件を満たせば、休業5日目～職場復帰するまでの間、共済金の支払い対象となる場合があります」とありますが、所定の要件とは具体的にどのようなことでしょうか？

A5

<所定の要件とは…>

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患(陽性と診断)されて、就業不能(注)状態の期間が連続して5日間以上であること
2. 新型コロナウイルス感染症の治療のために医師の管理下において入院していること、または入院以外で医師の治療を受けるために就業不能となっていること
3. 以下の書類にて、上記1. 2. の内容を証明できること

①就業不能状況報告書(本人が記載)

②欠勤(休業)証明書(会社にて記載)

③ゆうゆう共済専用診断書(医師が記載)

※③の代替となる書類については、医療機関発行の診療明細書、処方箋、領収書、退院証明書等になります。

(いずれの場合も初診日、終診日がわかることが条件となります。)

(注)就業不能とは、組合員が加入申込書に記載して加入者情報として登録されている職業に全く従事できない状態のことをいいます。

Q & A よくあるご質問と回答

Q1 新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」とは何ですか？

A1 新型コロナウイルス感染症と診断された方が、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合、これを「入院」とみなし、入院共済金をお支払いする、特別な取り扱いのことです。

Q2 2022年9月26日以降、どうして「みなし入院」取り扱いの見直しが行われるのですか？

A2 2022年9月26日以降、政府による「全数把握の見直し」により、「重症化リスクの高い方」にあたらない方々は、感染症法上の医師が発行する発生届の対象外となり、医師の管理下から外れてしまうこととなります。(新型コロナウイルス感染症に罹患したことをもって「入院が必要な状態」とは判断できない状況となります。)
医師が発行する発生届の対象外の方における入院の必要性を鑑み、入院共済金のお支払い対象を見直すことになりました。

Q3 ゆうゆう共済で、「みなし入院」の取り扱いが見直しされるのはどの保障ですか？

A3 ゆうゆう共済で扱っている保障のうち、「入院・手術保障」、「緩和医療保障」「終身医療保障」、「旧・医療共済」が今回の「みなし入院」の取り扱いの見直しの対象となります。

Q4 「重症化リスクの高い方」とはどのような方が対象になりますか？

A4 政府の方針にあります以下の①～④のいずれかに該当する方をいいます。

- ①医師の指示により入院が必要と判断された(入院を要する)方
- ②重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ③65歳以上の方
- ④妊娠中の方

Q & A よくあるご質問と回答

Q5

「重症化リスクの高い方」の中に「③65歳以上の方」とありますが、いつ時点での年齢ですか？

A5

陽性判明日(診断日)時点の年齢です。

Q6

どうして『重症化リスクの高い方』は引き続き「みなし入院」の対象になるのですか？

A6

政府が規定します「重症化リスクの高い方」は医療対応を最優先されるべき方として、引き続き感染症法上の医師が発行する発生届の対象のまま医師の管理下のもと健康観察等が求められることから、「本来、入院が必要な方」と捉え、「みなし入院」の対象となります。

Q7

2022年9月25日に発熱、翌26日に医師から新型コロナウイルス感染症と診断・指示により自宅療養を開始した場合、「重症化リスクの高い方」ではない場合、入院保障の対象になりますか？

A7

診断日(医療機関等により陽性と判断された日)が2022年9月26日であるため、対象になりません。診断日により判断させていただきます。

Q8

65歳以上または、妊娠中の方は、2022年9月26日前後で「みなし入院」の取り扱いについてなにか変わることはありますか？

A8

変わることはありません。この間の「みなし入院」の取り扱いのとおり、医師の指示で臨時施設や自宅で療養を行う場合でも入院とみなし、入院共済金をお支払いします。
(今後の法改正等やその他社会情勢に鑑み、この取り扱いをさらに変更する場合があります。その場合にはあらためてご案内いたします。)

Q9

2022年9月26日以降も「みなし入院」の対象となる、「重症化リスクの高い方」のうち医師に入院が必要と判断された(入院を要する)方とありますが、実際に入院をした場合は、「みなし入院」の取り扱いをする必要がなく、通常の共済金を受けられるのですか？

A9

そのとおりです。入院をされた場合は通常通りの共済金をお支払いします。

Q & A よくあるご質問と回答

Q10 陽性判明日(診断日)と発症日の違いはどのようなことですか？

A10 陽性判明日(診断日)とは、医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された日です。発症日とは、たとえば、発熱や咳などの症状が出始めた日です。みなし入院の場合には、この陽性判明日(診断日)を入院開始日とみなします。

Q11 新型コロナウイルス感染症による自宅療養で入院共済金が支払われることを知らなかった。2022年9月25日以前に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅療養をした(「重症化リスクの高い方」の要件は満たさない)が2022年9月26日以降に請求をした場合、入院共済金は支払われますか？

A11 2022年9月25日以前に診断されていれば、「重症化リスクの高い方」以外であっても、共済金を請求いただくことができます。所属の労働組合を通じて請求ください。なお、共済金の請求権時効は3年となります。時効の起算日の詳細は、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。